

こども・若者未来局

こども・若者政策など

こども・若者政策	……	341
こどもの居場所づくり		
こどもの居場所	……	343
青少年学習センター	……	344
保	育	…… 349
幼	稚	園 …… 356
子	育	て 給 付 …… 357

こども・若者政策

1 「さがみはら 子ども・若者応援プラン」の進行管理

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、令和2年3月に策定した「さがみはら 子ども応援プラン～第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」の計画期間が終了することから、母子保健施策をより一層推進するとともに、全ての子ども・若者が将来に夢と希望を持つことができ、誰もが子どもを産み育てやすく、子どもを育てる喜びを感じられるよう、子ども若者に関する施策を総合的に推進するための「さがみはら 子ども・若者応援プラン」を新たに策定した。

この計画は、次代のさがみはらを担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を推進するための方向性や目標を定めたものであり、計画の推進に当たっては、市民や学識経験者、関係団体の代表者20名で構成する「相模原市子ども・子育て会議」において、実施状況の把握・点検・評価等を行う。

2 子ども・若者未来基金

子ども・若者の将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、子育て支援や若者の自立支援などを長期的・安定的に進めるための財源とする。

- (1) 条 例 名 相模原市子ども・若者未来基金条例
- (2) 基金の額 417,428,918円（令和7年3月31日現在）
- (3) 基金の用途 子ども及び若者の育成支援並びに子育て支援に関する事業

3 児童福祉施設等指導監査

(1) 児童福祉施設（家庭的保育事業等）及び特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者）

ア 指導監査の目的

本市所管の児童福祉施設等（障害児に係るものを除く）の運営の適正を確保することを通じて、児童福祉施設等の利用者の福祉の維持及び向上を主な目的とし、施設管理、利用者への処遇内容及び会計処理等について定期的な立入調査等を行い、適正に運営されているかを確認し、必要な助言や指導等を行う。また、特定教育・保育施設等に該当する施設等については、特定教育・保育等の質の確保並びに施設型給付費等の支給の適正化を図るため必要な助言や指導を行う。

イ 指導監査実施施設等（定期）

（令和7年3月31日現在）

	区 分	対象件数	実施件数
児童福祉施設	児童養護施設	2	2
	乳児院	1	1
	母子生活支援施設	1	1
	公立保育所 [※]	22	22
	私立保育所 [※]	72	72
	公立幼保連携型認定こども園 [※]	2	2
	私立幼保連携型認定こども園 [※]	41	41
	私立保育所型認定こども園 [※]	7	7
	小 計	148	148
家庭的保育事業等	家庭的保育事業 [※]	1	1
	事業所内保育事業 [※]	2	2
	小規模保育事業 [※]	37	37
	合 計	188	188

※ 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者

ウ 指導監査の区分及び実績

(令和6年度)

区 分		指導監査の内容等	実施件数	
児童福祉施設等	一般指導監査	定期指導監査	所管する施設等を対象に、原則として毎年実地で行う。	188
		臨時指導監査	対象施設等の運営等に問題が生じた場合等に、随時行う。	0
	特別指導監査	一般指導監査の結果及びその他の状況から、特に重点的な指導が必要と認められた場合に行う。	0	
特定教育・保育施設等	実地指導	定期実地指導	定期指導監査と併せて実施し、定期指導監査と同様に行う。	188
		臨時実地指導	特に実地指導を要すると認められる場合、随時行う。	0
	監 査	児童の生命等への重大な被害や悪質な不正が疑われる情報等を踏まえ、特に必要があると認める場合に行う。	0	

(2) 認可外保育施設指導監督

ア 指導監督の目的

児童福祉法に基づき、認可外保育施設の運営状況について毎年立入調査等を行い、利用者に保育サービスが適正に提供されているかを確認し、必要な助言や指導等を行う。

イ 指導監督実施施設

(令和7年3月31日現在)

区 分		施設の内容	対象件数	実施件数
事業所内保育施設	院内保育施設	医療関係事業所の労働者等の乳幼児を保育する施設	14	14
	その他	院内保育施設以外の事業所内保育施設	20	20
	小 計		34	34
他の認可外保育施設	認定保育室	市が定めた保育内容や施設基準などの条件を満たしている施設	14	14
	その他	認定保育室以外の認可外保育施設	11	11
	小 計		25	25
		合 計	59	59

ウ 指導監督の区分及び実績

(令和6年度)

区 分		指導監督の内容等	実施件数
一般指導監督	定期立入調査	すべての施設を対象に、原則として毎年実地で行う。	59
	臨時立入調査	重点的かつ緊急的な指導が必要と認めた場合に、随時実地で行う。	0
特別指導監督		一般指導監督の結果及びその他の状況から、特に重点的な指導が必要と認められた場合に行う。	0
		合 計	59

こどもの居場所

1 児童厚生施設

児童厚生施設とは、健全な遊びを通して、児童の健康を増進し、情操を豊かにするなど、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する児童福祉法に定められた施設のことである。

(1) こどもセンター

児童館としての機能、地域における健全育成活動をより一層高める機能、放課後児童健全育成事業(児童クラブ)としての機能を基本的機能として設置する。

設置年度別の設置状況 24館

(令和7年4月1日現在)

年度	施設名	年度	施設名	年度	施設名	年度	施設名
H5	二本松・相模台・星が丘	H10	上鶴間	H15	新磯	H20	横山
H6	橋本・並木・大野北	H11	—	H16	相武台	H21	陽光台
H7	上溝南・向陽	H12	麻溝	H17	—	※ 橋本はR1に移転整備	
H8	鶴園中和田・大沼	H13	田名	H18	大野南・城山		
H9	清新・鹿島台・大島	H14	富士見	H19	大野台		

令和2年3月策定の「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」(令和2年度～11年度)において、こどもセンターは、計画的保全建築物として位置付けられ、計画的に改修工事等を行う。令和7年度は、中規模改修工事(鹿島台)、中規模改修工事に係る実施設計(大島)、長寿命化改修工事に係る基本設計(上溝南)、部位別(空調)改修工事(城山)。

(2) 児童館

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、青少年の健全育成を図ることを目的とする。 設置状況 24館(令和7年4月1日現在)

※ 児童館機能のある場として、津久井生涯学習センターにおいて、平成28年度から津久井中央児童室を開設している。

2 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

放課後、帰宅しても保護者が就労等のために家庭にいない原則小学校低学年(1～3年生)の児童に対し、遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(1) 公立児童クラブ設置状況(令和7年5月1日現在)

施設数：67施設(こどもセンター併設型 24施設、独立施設型 28施設、余裕教室型 15施設)

入会児童数：6,031人

※ 民間児童クラブは59施設(入会児童数は1,537人)

(2) 児童クラブ対象年齢拡大モデル実施状況(令和7年4月1日現在)

公立児童クラブの対象年齢拡大に向けた検討に資するため、モデルとして4年生以上を受け入れている。

4年生まで 施設数：8施設(光が丘、もえぎ台、藤野、藤野南、中野、津久井中央、串川、根小屋)

6年生まで 施設数：3施設(桂北、千木良、内郷)

3 こどもセンター子育て広場事業

こどもセンターを活用し、乳幼児(0～3歳)をもつ親が気軽に集える場を設置し、地域における子育て支援を行う。また、当該事業を段階的に拡充し、地域子育て支援拠点事業連携型(週3～5回、1日3時間)と位置付け、こどもセンターで実施する。運営は、地域の子育て経験者などで組織する実行委員会に委託する。

※ 地域子育て支援拠点事業へ移行：富士見・橋本・大野南・鶴園中和田・大野台・横山・大野北・大島・大沼・相武台・並木・陽光台・田名・星が丘・上鶴間

令和7年度実施場所(こどもセンター)					
鶴園中和田	大野台	相武台	上鶴間	富士見	橋本
並木	鹿島台	大野南	向陽	横山	大島
清新	大沼	大野北	陽光台	田名	星が丘
相模台	二本松	城山			

4 子どもの広場への補助事業

自治会等が主体となって設置する子どもの広場に対し、整備に要する経費の一部を補助する。
(補助率1/2 限度額 30万円) ※ 子どもの広場設置状況 広場数73箇所(令和7年4月1日現在)

5 児童遊園の設置

児童に健全な遊びを通して、その健康を増進し、健やかに成長することを目的とする。
設置状況 34箇所(令和7年4月1日現在) 設置遊具 ブランコ、すべり台、鉄棒等

6 放課後子ども教室事業の推進

放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのため、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業(児童クラブ)」を連携して、総合的な放課後対策事業を実施する。

(1) 放課後子ども教室事業(教室実施型)の運営(さがみっ子クラブ)

学校施設を放課後の子どもたちの安全で安心な居場所とし、子ども達が自主的にのびのびと遊べる場所として活用する。

設置校 根小屋小、光が丘小、中央小、谷口台小

(2) 放課後子ども教室事業(事業実施型)の運営

こどもセンター及び児童館において、放課後子ども教室事業を実施する。

【こども施設課】

青少年学習センター

1 概要

青少年に交流と活動の場を提供するとともに、青少年団体の研修、交流、青少年団体指導者の養成及び青少年の出会いとコミュニケーションを目的とした各種の自主事業を実施し、青少年の健全な育成を図るための施設である。また、通年開館をしており、青少年活動に支障がない場合は、一般の方々も利用できる。

- ・ 開所 平成11年4月20日 ・ 建築年 昭和45年1月25日
- ・ 敷地面積 4,505.86㎡ ・ 延床面積 1,690.01㎡
- ・ 建物 鉄筋コンクリート3階建(JR横浜線矢部駅下車徒歩3分)
- ・ 施設内容 1階 事務室、ロビー、ホール(250人)
2階 大会議室(54人)、音楽室(30人)、和室(30人)、青少年団体室(24人)
3階 中会議室(36人)、講習室(30人)、小会議室1(18人)、小会議室2(14人)
- ・ 利用できる団体
 - ア 青少年団体(構成員が10人以上で、市内在住か在勤、在学者が2/3以上、かつ青少年の割合が2/3以上である団体) ※ 青少年…小学校就学年齢に達した児童から満30歳までの者
 - イ 一般団体(ア以外で市長が適当と認めた団体)

2 施設利用状況

(令和6年度)

開所日数	総利用件数	総利用者数	青少年利用件数	青少年利用者数
347(日)	4,405(件)	68,895(人)	2,342(件)	39,017(人)

3 利用登録団体数

(令和7年3月31日現在 単位：団体数)

青少年団体	青少年育成団体	社会教育関係団体	一般団体
122	5	0	119

4 令和6年度事業実績

(1) 学級・講座

事業名	内容・期日	参加人数
小学生講座「子どもサイエンスフェスティバル」(県青少年センターとの共催)	科学の実験や工作など 令和6年11月16日	102人
中・高校生講座「ボランティアチャレンジスクール」(相模ボラディアとの共催)	福祉施設、図書館、保育園、まちづくりボランティアほか 令和6年7月24日～8月24日	30人
小中学生講座「コーラスワークショップ」	合唱の入門講座 令和6年5月5日～5月6日	15人

(2) 講習会・研修会

事業名	内容・期日	参加人数
ジュニア・リーダー養成研修会	子ども会の会員を対象として実施 令和6年5月1日～令和7年3月31日	142人 (修了者)
鼓笛ジュニア・リーダー養成講習会	基礎知識、パート演奏技術の習得 令和6年5月1日～令和7年3月31日	16人 (修了者)
子ども会育成者研修会	子ども会活動、安全共済会などの説明 令和7年3月2日	30人

(3) 大会・つどい・その他の事業

事業名	内容・期日	参加人数等
市民桜まつりチビッ子広場	子どもたちが遊びながら手作りの楽しさや参加する喜びを体験する機会を提供した。 令和6年4月6日～7日	10,297人
子ども会交歓スポーツレクリエーションフェスティバル	スポーツ、レクリエーションを通して心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、子ども会相互の親睦と子ども会活動の発展を図った。 令和6年5月18日	3,021人
銀河連邦子ども留学交流	銀河連邦共和国の代表が一堂に会し、体験交流を行った。 令和6年8月6日～8日 開催国：サガミハラ共和国(相模原市)	41人 (小学5年生)
yフェスティバル	青少年学習センターを利用している青少年団体による活動発表。 令和6年9月15日(青少年学習センター)	530人
自習室開放(学習のひろば)	青少年の自習の場として青少年学習センターの一室を夏期・冬季で開放。 令和6年7月23日～8月19日 令和6年12月24日～令和7年1月10日	105人
親子ふれあいの広場	親と子がふれ合い、非日常の中で愛情を深める。 令和6年10月6日(淵野辺公園)	1,500人

事業名	内容・期日	参加人数等
第44回ドリル大会	市内鼓笛バンドのドリル演奏。 令和6年11月17日(相模原ギオンアリーナ)	1,250人
第57回鼓笛まつり	鼓笛ジュニア・リーダー養成講習会の修了証授与及び演奏・演技。 令和7年3月16日(相模原市民会館)	1,250人
少年少女合唱団 第58回定期演奏会	少年少女合唱団の合唱の発表。 令和7年3月16日(杜のホールはしもと)	200人
あそびの学校	あそびを通して、子ども同士のつながりを深めるもの。 ①令和6年8月4日 「きもだめし」 ②令和6年11月24日 「やさいも」 ③令和7年3月16日 「スペシャル～あそびの楽園～」	3回延べ61人 ①25人 ②22人 ③14人
さがみはら青少年チャレンジ 応援事業 青少年音楽祭事業 (SAGAMIHARA ROCK FESTIVAL)	「相模原の地域資源」を活用した青少年ならではの独創的な取組みに補助金を交付した。 青少年で構成される軽音楽バンドが、日頃の練習の成果を発表する場として音楽祭を開催した。 令和7年2月2日(杜のホールはしもと)	5団体採択 出演20バンド 来場450人
はたちのつどい	令和7年1月13日に3区で開催(杜のホールはしもと、相模原市市民会館、相模女子大学グリーンホール)。 ①銀河の森プレイパーク キャンプ淵野辺留保地 Yゾーンにおいて開催。開催日数111日。 ②プレイリーダー養成講座 遊び場をコーディネートするプレイリーダーを養成する講座を開催した。 ③出張プレイパーク 日時：令和7年2月1日 午前10時～午後3時 場所：相模原麻溝公園 芝生広場	対象者6,938人のうち、4,286人 (61.8%) ①延べ7,153人 ②修了者22名 ③427人
冒険遊び場事業	遊びを通じた子どもたちの健やかな成長を図るとともに、乳幼児のいる子育て家庭の孤立化を防ぐため、移動式の子ども遊び場事業を展開し、子育て家庭への負担軽減や支援の充実を図った。	合計 12回 465組/1,143人

5 子どもの権利推進事業

(1) 子どもの権利条例の周知

学校を通じて学習用パンフレットを小学4年生、中学1年生に配布したほか、保護者向けリーフレット(令和3年度から青少年健全リーフレットと統合)を小学1年生、小学5年生、中学1年生の保護者に配布した。

(2) 子どもの権利相談室

子どもの権利条例に基づく、子どもの権利侵害に関する相談・救済の窓口として、平成27年11月に「さがみはら子どもの権利相談室」を開設し、子どもの権利救済委員3名、子どもの権利相談員4名により相談支援を行った。

開設場所 青少年学習センター内

相談日時 月曜日～金曜日 午後1時～午後8時 土曜日 午前10時～午後5時

※ 祝日と年末年始、青少年学習センターの休所日は休み。

実 績	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	相談件数	105	95	177

周知活動 さがみはら子どもの権利相談室活動状況報告書の発行
さがみみレター(小学生用・中高生用)の発行(年2回)
さがみみ周知用ポスター(クラス掲示用)の発行
さがみみマスコットキャラクターの募集 応募件数214件

6 青少年関係団体

(令和7年3月31日現在)

団 体 名	内 容
相模原市子ども会育成連絡協議会	子ども会及び育成会の連絡協議組織。11区 121単位 6,336人
相模原市少年鼓笛バンド連盟	市内の少年鼓笛隊で組織。11隊 約120人
相模原市少年少女合唱団育成会	少年少女合唱団の保護者で組織。団員8人
相模原スカウト連絡協議会	市内のボーイスカウト・ガールスカウトで組織。 ボーイスカウト7団、ガールスカウト2団 計535人

7 青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関して連絡調整を図ること及び、いじめ防止対策推進法に基づきいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ることを目的に設置している。委員数は22人で、任期は2年である。

(1) 令和6年度開催状況

- 7月(書面) 青少年健全育成啓発リーフレットの改定について
- 11月12日 会長及び副会長の選任について
- いじめ防止等に関する施策と取組について
- 相模原市子どもの権利条例と子どもの権利相談室について

(2) 青少年健全リーフレットの作成

25,000枚作成
令和3年度から青少年健全リーフレットと統合し、学校を通じて小学1年生、小学5年生、中学1年生の保護者に配布した。

8 社会環境健全化活動

青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進するため、社会環境実態調査を実施する。
実施内容は次のとおり。

(1) 内容

青少年の健全な育成に対して大きな影響を与えている各種営業店舗について、青少年指導委員など地域住民と連携し、神奈川県青少年保護育成条例の遵守及び自主規制の状況を調査した。

(2) 令和6年度実施状況

「カラオケボックス」及び「図書類取扱店」を調査した。

9 青少年健全育成組織

公民館区内の青少年関係団体が地域ぐるみで青少年健全育成活動を効果的に行うために相互に連絡協調し、青少年健全育成に関する調査研究することを目的として協議会を設置し、広報紙の発行、講演会の開催、パト

ロール、地域・子どもふれあい事業など啓発活動や諸事業を展開している。

また、各地区協議会の連携を図るため、相模原市青少年健全育成組織連絡協議会を組織している。

10 青少年指導委員

相模原市青少年指導委員に関する規則に基づき、非常勤特別職として委嘱している。併せて、神奈川県青少年指導員としても知事より委嘱を受ける。地域社会における青少年活動を推進するために、青少年団体の指導及び育成、青少年の地域社会における生活環境の向上を図るなどの活動を行っている。※ 令和2年度に「青少年指導員」から「青少年指導委員」に改称。

令和7年4月1日現在 188名(定数：248名、任期：2年)

11 子ども若者育成支援推進事業

社会情勢の変化の中で、様々な状況におかれる子どもや若者を支援するため、子ども・若者支援協議会の開催、子どもの居場所創設サポート事業、大学生等未来応援事業を実施した。

(1) 子ども・若者支援協議会

構成員は、相模原市、学校、民生委員・児童委員、県警本部、保護司、就職支援センター、公共職業安定所、困難を抱える子ども・若者を支援するNPO法人等。

代表者会議 1回 令和7年3月6日開催

実務者会議 1回 令和7年2月4日開催

リーフレットの配布 5,000部

(2) 子どもの居場所創設サポート事業

地域主体の子ども食堂や無料学習支援の活動に対し、活動しやすい環境づくりを進めた。

(各年度3月31日現在)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども食堂	48箇所	52箇所	52箇所
無料学習支援	40箇所	39箇所	48箇所

(3) 大学生等未来応援事業

市内の大学等在学者及び本市在住の大学生等の学生生活を応援するため食材の支援を実施した。

令和6年度実施回数：10回 利用者数879人

【こども・若者応援課】

保 育

1 保育所

(1) 概要

本市には、現在公立22園、民間72園、計94園の保育所があり、定員は合計8,316人となっている。

令和7年4月1日現在における入所児童数(管外委託を除き、管外受託を含む)は7,276人で、定員に対する充足率については、87.5%となっている。

(2) 設置状況

○公立保育所一覧

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	定員	児童	名称	所在地	定員	児童
麻溝台	南区麻溝台6-25-35	150	131	麻溝	南区当麻1357-1	130	123
田名	中央区田名6229-2	165	148	新磯	南区磯部1176-13	120	103
相模原	中央区相模原8-7-5	165	144	相武台	南区新磯野2-39-11	120	89
東林	南区相南1-13-17	180	168	城山中央	緑区久保沢1-5-47	90	66
大沼	南区東大沼3-18-20	150	144	城山西部	緑区谷ヶ原1-18-1	60	17
南上溝	中央区上溝1961-1	150	122	串川	緑区青山975	60	20
陽光台	中央区陽光台3-19-1	120	89	青野原	緑区青野原1975-2	30	9
谷口	南区上鶴間本町4-47-10	135	117	津久井中央	緑区三ヶ木932	65	54
大沢	緑区上九沢383-3	120	94	串川東部	緑区根小屋1579-1	60	16
上矢部	中央区矢部新町3-1	125	83	中野	緑区太井152-1	120	85
相原	緑区相原4-21-6	130	98	内郷	緑区寸沢嵐823	30	10

※ 児童数には管外受託児を含む。

○民間保育所一覧

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	定員数	児童数	名称	所在地	定員数	児童数
すすきの保育園	中央区すすきの町2-6	175	155	あおいそら保育園	南区相模台団地5-8	60	52
相模保育園	中央区矢部2-7-26	191	93	上鶴間ちとせ保育園	南区上鶴間4-26-4	70	65
立正保育園*	南区南台5-10-26	170	160	げんきつづ第2保育園	緑区橋本5-30-23	70	74
高見保育園	緑区東橋本3-16-9	110	88	アスク橋本保育園	緑区橋本1-3-7	80	93
せんだん保育園	南区新戸2078-2	70	74	エンゼルハウス保育園*	緑区橋本2-6-26	79	78
ふじ乳児保育園*	中央区星が丘1-4-8	60	33	コンピプラザ橋本保育園	緑区西橋本4-2-15 オラホンサイト共同棟F	50	45
上溝保育園	中央区光が丘3-2-1	90	75	マミー保育園相模大野	南区磯大野3-3 プラザビル相模大野F	108	102
友愛保育園	中央区水郷田名2-14-68	90	84	レイモンド西橋本保育園	緑区西橋本1-7-1	70	64
ひよこ保育園*	中央区上溝7-5-3	138	141	Gakkenほいくえん東林間	南区東林間1-17-14	60	59
ふじ第二保育園	中央区上溝350	130	107	げんきつづ城山保育園	緑区町屋1-5-14	60	65
和泉保育園	中央区青葉2-8-2	130	122	すずらん保育園	中央区鹿沼台2-18-6 大谷第一ビル	50	50
たけの子保育園	中央区小山2-5-9	110	97	にじいろ保育園上鶴間本町	南区上鶴間本町2-6-21	80	75
くぬぎ台保育園	南区上鶴間3-23-18	109	77	保育園ぐらんでいーる	中央区東洲野辺2-16-5	60	55
千代田保育園*	中央区千代田4-5-12	180	100	まあむキッズ相模大野南口	南区相模大野7-7-5	64	63
夜間保育所ドリーム	中央区洲野辺1-16-5	30	25	東林間ちとせ保育園	南区東林間7-35-3	65	64

名称	所在地	定員数	児童数	名称	所在地	定員数	児童数
エンゼル保育園	中央区相模原4-7-14	60	54	こうのとり橋本保育園*	緑区橋本3-36-1グラントーレ橋本階	90	83
たけの子第2保育園	中央区小山2-7-24	60	69	はらから保育園	中央区淵野辺本町2-25-31	60	60
星の子保育園	緑区相原2-14-7	90	95	もみじ保育園 上矢部	中央区上矢部1-5-12	60	56
ひよこ第2保育園	中央区上溝1887-1	80	89	桑の実保育園	中央区田名1580-10	46	43
マシュマロ保育園	南区相模台2-26-4	50	61	橋本中央保育園	緑区橋本台1-25-17	70	61
ののほな文京保育園	南区文京1-6-5	160	164	エポック保育園	中央区相模原3-8-8	70	63
星の子第2保育園	緑区橋本8-27-23	50	45	ハッピーチャイルド保育園	南区上鶴間9-28-7 PROSPER-K 1階	54	54
ひよこ第3保育園	南区豊町1-29	120	113	相模大野雲母保育園	南区相模大野7-37-10	60	57
古淵保育園	南区古淵 3-1-8	160	160	相模原古淵雲母保育園	南区古淵4-2-1	60	58
ナサリースクールT&Y南台	南区南台1-4-20	60	47	にじいろ保育園淵野辺	中央区淵野辺25-9-6	70	64
レイモンド橋本保育園*	緑区橋本3-13-1パークスクウェア1階	70	57	明徳かみつるま保育園	南区上鶴間本町4-11-10	60	62
保育園東林間ジュニアクラブ	南区上鶴間6-6-23	50	55	相模原東林間雲母保育園	南区上鶴間2-7-5	60	57
大野村いつきの保育園	南区大野台3-15-48	70	66	にじいろ保育園古淵	南区古淵2-17-9	70	62
保育園アリス	南区上鶴間本町7-9-34	70	76	まなびの森淵野辺わんぱく園	中央区淵野辺4-37-12 ラティビビルF	30	36
RISSHO KID'S きらり*	南区相模大野4-5-5D棟2階	90	90	保育園Felicie相模原園	中央区相模原8-5-12	60	52
げんきつず保育園	緑区橋本8-4-4	80	70	まあむキッズ大野北口新園	南区相模大野6-9-26 エスビオA1階	72	70
ふじSunSun保育園*	南区上鶴間本町6-4-11	160	98	ミラツク相模原保育園	中央区中央4-5-3 1F・2F	75	66
小さき花保育園	緑区大島1848-5	60	62	みらい保育園	南区相模大野7-7 悠々スクエア相模大野-A	55	55
あさみどり保育園	南区東林間2-22-6	60	70	保育園ちびっこほす	中央区鹿沼台1-13-11 1階	50	45
星の子第3保育園	緑区相原2-10-19	60	70	ちゅうりっぷ保育園	南区相模大野8-2-7 2,3階	50	52
ナサリースクールT&Yこびの森	南区西大沼3-5-8	90	84	りとせ相模大野保育園	南区相模大野3-14-2 4F	60	60

※ 児童数には管外受託児を含む。*印は、分園を含む。

○保育所の推移

(各年4月1日現在)

区分	年度	施設数	定員	入所児童数			
				0歳	1～2歳	3歳以上	計
公立	R5	22	2,475	78	637	1,293	2,008
	R6	22	2,475	70	644	1,241	1,955
	R7	22	2,475	76	621	1,233	1,930
民間	R5	74	6,142	365	1,956	3,246	5,567
	R6	72	5,881	349	1,896	3,201	5,446
	R7	72	5,841	349	1,832	3,165	5,346

※ 児童数には管外受託児を含む。

2 認定こども園

(1) 概要

本市には、幼保連携型43園(うち公立2園)、幼稚園型25園、保育所型8園、計76園の認定こども園があり、定員は合計10,964人となっている。

令和7年4月1日現在における利用児童数(管外委託を除き、管外受託を含む)は9,498人で、定員に対する充足率については、86.6%となっている。

(2) 設置状況

(令和7年4月1日現在)

類型	区分	名称	所在地	定員数	児童数
幼保連携型	公立	相模湖こども園	緑区与瀬886-7	120	61
幼保連携型	公立	ふじのこども園	緑区吉野1030-12	90	49
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 大島幼稚園	緑区大島202-1	216	161
幼保連携型	民間	認定こども園モモ	南区鶴野森1-21-4	100	89
幼保連携型	民間	誠心こども園	中央区すすきの町27-38	105	97
幼保連携型	民間	認定こども園ピノ	南区古淵 1-8-1	80	65
幼保連携型	民間	認定こども園相模女子大学幼稚部	南区文京2-1-1	325	297
幼保連携型	民間	認定こども園相模林間幼稚園	南区上鶴間4-2-1	300	300
幼保連携型	民間	認定こども園相模野幼稚園	緑区二本松3-9-12	276	237
幼保連携型	民間	愛の園ふちのべこども園*	中央区淵野辺1-16-5	315	304
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 星ヶ丘二葉園*	中央区星が丘1-16-15	155	140
幼保連携型	民間	認定こども園 すこやか*	中央区横山4-12-14	271	274
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 むくどりこども園	緑区下九沢454	135	113
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 おおのだい	南区大野台4-3-20	99	106
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 清水こども園	中央区田名2166-2	114	121
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 まつがえこども園	南区松が枝町10-14	103	90
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 むくどり風の丘こども園	緑区下九沢1558-14	105	86
幼保連携型	民間	認定こども園 きらきら*	緑区下九沢1520-1	109	109
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 第二ふたば園	中央区南橋本1-2-17	66	63
幼保連携型	民間	ふちのべ美邦こども園	中央区共和1-4-3	135	145
幼保連携型	民間	相武台新日本こども園	南区相武台団地1-4-3	139	135
幼保連携型	民間	横山台こども園	中央区横山台2-24-16	105	120
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 むくどり風の森こども園*	緑区大島11-147	186	119
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 東橋本ひまわりこども園	緑区東橋本4-14-36	135	103
幼保連携型	民間	たけのうちこども園	中央区東淵野辺4-25-3	130	123
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 ひかりキッズ*	中央区鹿沼台2-12-15	78	70
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 橋本りんごこども園	緑区橋本1-12-25	199	190
幼保連携型	民間	たいようこども園	南区豊町10-5	195	163
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 ひまわり第2こども園	緑区橋本4-18-19	93	101
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 みんなのとつぽこども園	緑区東橋本1-19-12	86	76
幼保連携型	民間	相生こども園	中央区相生2-17-3	80	81
幼保連携型	民間	古淵あおばこども園*	南区古淵1-5-3	119	125
幼保連携型	民間	二本松こども園	緑区二本松2-30-30	135	134
幼保連携型	民間	南橋本みたけこども園	中央区南橋本3-4-21	101	99
幼保連携型	民間	西橋本みたけこども園	緑区西橋本2-20-12	65	60
幼保連携型	民間	小町通みたけこども園	中央区小町通2-2-14	79	71
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 さいわいこども園	南区相模大野9-15-36	95	98
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 大沢幼稚園	緑区上九沢267	212	176
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 若松こども園	南区若松2-3-7	76	81

類型	区分	名称	所在地	定員数	児童数
幼保連携型	民間	あらいそのこども園	南区新磯野3-22-15	109	96
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 YMCAオペリン保育園	中央区豊野3-5-41桜美林大学国際2階	69	69
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 太陽の子幼稚園	緑区原宿南3-6-10	167	159
幼保連携型	民間	幼保連携型認定こども園 橋本幼稚園	緑区橋本6-14-1	212	141
保育所型	民間	どんぐりこども園	中央区上溝4-15-20	83	75
保育所型	民間	りとせ橋本こども園	緑区橋本6-22-8	69	72
保育所型	民間	りとせ相模大野こども園	南区相模大野3-16-18	115	151
保育所型	民間	ゆめいろこども園*	中央区相模原4-8-6ヴィラ相模原1F	73	73
保育所型	民間	認定こども園POKKAPOKKA INTERNATIONAL	中央区淵野辺本町4-1-17	75	54
保育所型	民間	認定こども園POKKAPOKKA SAGAMIHARA	中央区相模原6-1-6	72	58
保育所型	民間	認定こども園まあむきっず相模大野北口*	南区相模大野4-5-17 P101	87	76
保育所型	民間	こひつじこども園*	中央区陽光台2-5-11	83	74

※ 児童数には管外受託児を含む。*印は、分園を含む。

※ 幼稚園型認定こども園については幼稚園のページ（市内幼稚園一覧表）に記載。

認定こども園の推移

（各年4月1日現在）

区分	年度	施設数	定員	入所児童数			
				0歳	1～2歳	3歳以上	計
幼保連携型	R5	43	6,134	295	1,515	3,767	5,577
	R6	43	6,148	251	1,548	3,713	5,512
	R7	43	6,084	261	1,545	3,691	5,497
幼稚園型	R5	24	4,285	0	26	3,503	3,529
	R6	24	4,209	2	55	3,224	3,281
	R7	25	4,223	4	68	3,296	3,368
保育所型	R5	5	406	37	136	245	418
	R6	7	570	31	172	335	538
	R7	8	657	40	196	397	633

3 地域型保育事業

(1) 概要

ア 小規模保育事業

少人数(定員6～19人)の0～2歳児を対象にきめ細やかな保育を行う。定員規模や職員配置などにより、A型、B型、C型に分類される。

イ 事業所内保育事業

企業内の保育施設などで、従業員の子どものほか、地域の子どもの定員を設けて保育を行う。

(2) 設置状況

（令和7年4月1日現在）

区分		施設数	定員	入所児童数		
				0歳	1～2歳	計
小規模保育事業	A型	26	462	57	356	413
	B型	11	194	20	118	138
	C型	0	0	0	0	0
事業所内保育事業		2	45	7	33	40

4 児童保育園

地域における児童の福祉の増進に寄与するため、保育所に準じる施設として保育を実施した。
児童数減少のため、令和3年4月1日から当分の間休園としている。

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	定員	令和2年度児童数	備考
鳥屋	緑区鳥屋1365	50	2	令和3年4月1日から休園中

5 運営費

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所・認定こども園・新制度に移行した幼稚園及び地域型保育事業に共通する財政支援の仕組み(給付制度)が導入されたことに伴い、各施設に対して国基準(公定価格)に基づく給付費を支給している。また、教育・保育の質の向上や児童・職員の処遇向上を図るため、給付費に加えて市独自の助成を行っている。

給付費等の支給状況(令和6年度決算額)

(単位:千円)

給付費(財源内訳)				市運営助成 (一般財源)
国・県支出金	保育料	一般財源	合計	
17,002,597	735,982	5,518,620	23,257,199	2,860,398

6 特別保育事業

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、保育所・認定こども園及び地域型保育事業所において、通常の保育のほか様々な保育サービスを提供している。

(1) 乳児保育

令和6年度は次のとおり、184園で乳児保育を実施している。

- ・ 生後6週 1園
- ・ 生後8週 171園
- ・ 生後3ヶ月 1園
- ・ 生後4ヶ月 7園
- ・ 生後6ヶ月 2園
- ・ 生後10ヶ月 2園

(2) 延長保育

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の延長に対応するため、保育所・幼保連携型/幼稚園型/保育所型認定こども園・地域型保育事業所において、通常の保育時間を超えて保育を実施している。

実施施設:176園(延長時間は施設により1~4時間)

(3) 支援保育

保育所及び認定こども園での集団生活において、支援を必要とする子どもたちの成長と発達を目的とし、一人ひとりの子どもたちの発達の状況にあわせた統合保育を実施している。

支援保育対象児童数 (各年4月1日現在)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童数	461	517	531

(4) 一時保育

保護者の就労、就学などの理由で家庭での保育が困難となった場合や、保護者の通院、冠婚葬祭などの理由で緊急的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所・認定こども園・小規模保育事業施設等で一時的にお子さんをお預かりする一時保育を実施している。

- ・ 実施園(令和6年度実績)民間:124園、公立:11園

(5) 子育て広場事業

保育所及び認定こども園の専門的機能を活用して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

- ・ 実施園(令和6年度実績)民間:115園、公立:16園

7 施設整備等に対する助成

(1) 施設整備費補助金

民間保育所等における保育環境の向上と充実を図るため、施設整備に要する費用の一部を補助している。

- 令和6年度補助金 29,435,000円 (2施設)

(2) 施設賃借料補助金

賃借物件により施設を運営する事業者に対して施設賃借料の一部を補助している。

- 令和6年度補助金 267,493,141円 (68施設)

8 認定保育室助成金

保育需要の増大に伴い、市が定めた保育内容や施設などの基準を満たし、市の認定を受けた認可外保育施設である認定保育室に入所している要保育児童に対し、適切な保育が図られるよう平成15年度から助成を行っている。

(1) 助成内容

費 目	内 容
基本保育助成費	0歳児 1人当たり月額56,000円×各月初日在籍児童数 1・2歳児 1人当たり月額30,000円×各月初日在籍児童数 3歳以上児 1人当たり月額11,000円×各月初日在籍児童数
保育環境改善費	月額10,000円×各月配置基準に応じた職員数
嘱託医手当助成費	基本額17,900円+(乳児加算・幼児加算)2,060円/月
保険料助成費	施設賠償責任保険200円/人・年 傷害保険2,900円/人・年 嘱託医傷害保険7,250円/年
保育料負担軽減助成費※	0・1歳児 19,000円/人・月 2歳以上児17,000円/人・月
兄弟姉妹入所助成費※	第2子 0・1歳児22,000円/人・月 2歳以上児20,000円/人・月 第3子以降 3歳未満児26,000円/人・月 3歳以上児22,000円/人・月
支援保育対象児童保育費	各月初日に在籍する支援保育対象児童1人につき 月額10,000円
延長保育費	1時間につき 月額19,000円/施設(3時間限度)
設備修繕費	工事額×1/2(助成対象工事額 上限150万円)(予算の範囲内)

※ 施設等利用費の支給を受けられる場合には、原則として、助成しない。

(2) 認定保育室の状況と助成状況

年 度	施設数	入所児童数 (各年4月1日)	助成状況	
			助成対象延べ児童数	助成金額(円)
令和4年度	15(0)	312(0)	4,087(0)	163,548,657
令和5年度	14(0)	301(0)	3,653(0)	139,505,040
令和6年度	14(0)	250(0)	3,278(0)	127,828,190

※ () 内は市外助成施設分を再掲

9 認可外保育施設支援事業

認可外保育施設に入所している児童についても処遇向上を図る必要があることから、健康や安全・衛生面での適切な保育水準を確保するために必要経費の一部を助成する(平成17年度から実施)。

- 令和6年度決算額 139,200円

(1) 令和6年度事業実績

区 分	助成限度額	対象人員 (延数)	対象施設数	負担割合
入所児童健康診断受診料	1人1回当たり4,000円	51	3	市2/3 事業主 1/3
調理・調乳担当職員 保菌検査料	月額500円×4ヶ月 サルモネラ・赤痢・O-157 月額300円×8ヶ月 サルモネラ・赤痢菌	23	3	
施設賠償責任保険料	施設の負担する損害賠償金 を対象とした保険料	—	6	

10 コミュニティ保育

地域、家庭への子育て支援を進めるため、保育を通して親子の交流活動を行うコミュニティ保育グループに助成する。

- 令和6年度コミュニティ保育推進事業補助金 623千円(8グループ)

11 幼児教育・保育の無償化

就学前の3歳から5歳の子どもたちが、良質な幼児教育・保育の機会を得られるよう、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度が令和元年10月から開始された。

(1) 対象者・対象範囲

(金額は月額)

	施設型給付園			私学助成幼稚園		認可外 保育施設等 ^{※1}
	認可保育所等・ 認定こども園	幼稚園・認定こども園		教育	預かり保育 ^{※1}	
	保育 ^{※1}	教育	預かり保育 ^{※1}			
3～5歳児 クラス	無償化	無償化	支給上限額 11,300円	支給上限額 25,700円	支給上限額 11,300円	支給上限額 37,000円
市民税非課税世帯等 の0～2歳児	無償化					支給上限額 42,000円
満3歳児 ^{※2}	市民税 課税世帯		— (対象外)	支給上限額 25,700円	— (対象外)	— (対象外)
	市民税 非課税世帯		無償化	支給上限額 16,300円	支給上限額 25,700円	支給上限額 16,300円

※1 保育の必要性の認定が必要

※2 満3歳児は、3歳の誕生日から最初の3月31日までにある子ども

(2) 事業実績

教育時間分

支払年度	施設数	延べ人数	支払金額(円)
令和4年度	58	23,736	609,400,449
令和5年度	45	16,851	432,269,268
令和6年度	39	15,384	394,585,081

預かり保育料分

支払年度	施設数	延べ人数	支払金額(円)
令和4年度	109	11,141	57,168,960
令和5年度	110	10,284	51,178,280
令和6年度	109	10,674	54,548,015

認可外保育施設利用分

支払年度	施設数	延べ人数	支払金額(円)
令和4年度	41	3,160	114,291,576
令和5年度	42	3,339	119,350,340
令和6年度	42	3,238	117,164,696

12 多様な集団活動利用支援事業

幼児教育・保育の無償化の対象外となっている、幼稚園に該当しない類似施設、各種学校などに通う児童の保育料を補助している。

事業実績

支払年度	施設数	延べ人数	支払金額(円)
令和6年度	5	465	9,273,000

13 こども誰でも通園事業試行的事業

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」の本格実施に向け、0歳6ヶ月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、試行的に事業を実施する。

- ・ 実施園(令和6年度実績)民間：21園、公立：6園

14 さがみはら休日一時保育事業

「休日保育」と「休日一時保育」の利用区分を設定し、日曜日・祝日（12月29日～1月3日除く）に就学前のお子さんをお預かりする事業を実施している。

- ・ 実施園(令和6年度実績)民間：1園

幼 稚 園

1 私立幼稚園児（幼稚園型認定こども園含む）（各年5月1日現在）

年	園数	3歳	4歳	5歳	計
令和4年	43	2,045	2,325	2,370	6,740
令和5年	41	1,850	1,977	2,226	6,053
令和6年	41	1,657	1,862	1,979	5,498

※ 神奈川県学校基本調査に基づき作成

2 私立幼稚園教育振興事業補助

市内の私立幼稚園(新制度に移行した園を除く)に対し、幼稚園教育の振興及び教育条件の維持改善を図るため、昭和59年度から補助を実施している。

(令和6年度実績)

園数	園児数	学級数	補助額
9園	1,113人	61学級	8,219千円

3 市内幼稚園一覧表

(令和7年4月1日現在)

幼稚園名	所在地	幼稚園名	所在地
新町 ○	緑区相原1-20-5	渕野辺ひばり ○	中央区淵野辺4-31-7
大沢第二 ○	緑区大島1304-2	たけのうち ○	中央区東淵野辺4-23-20
相模原みどり	緑区東橋本2-32-22	大野文化 ○	南区大野台5-1-11
あかね ○	中央区下九沢964	相模ひまわり ○	南区東大沼2-7-6
小山白ゆり ○	中央区宮下本町3-4-12	相模すぎのこ ○	南区古淵3-26-19
清心	中央区清新3-14-16	うのもり ○	南区鵜野森2-11-1
てるて ○	緑区下九沢441-1	誠心第一	南区西大沼5-13-17
田名 ○	中央区水郷田名1-16-3	谷口	南区上鶴間本町4-33-49
上田名	中央区田名5266-1	南大野 ○	南区上鶴間1-3-1
よこやま ○	中央区横山台2-10-8	林間のぞみ	南区東林間6-5-2
みずほ ○	中央区上溝7-31-4	相模翠ヶ丘	南区相南2-25-65
けやきの子	中央区上溝382-3	豊泉	南区相模台2-9-4
星が丘 ○	中央区星が丘3-5-10	相武台中央	南区相武台団地2-3-6
中央 ○	中央区光が丘2-24-1	つくしの ○	南区新磯野3-22-16
相模原高等学校附属光明 ○	南区当麻870-6	誠心第二	南区相模台6-30-12
誠心相陽	南区磯部1648	さがみひかり ○	南区麻溝台5-11-6
虹ヶ丘	中央区陽光台6-3-2	ばらの花	緑区中野1366
弥生	中央区富士見3-12-19	津久井ヶ丘 ○	緑区長竹838-1
相模栄光 ○	中央区矢部3-11-13	城山わかば ○	緑区若葉台6-5-14
相模白ゆり ○	中央区矢部4-1-20	合 計	私立 40園
相模つばさ ○	中央区淵野辺2-22-7		

※ 園名の末尾に○がある施設は幼稚園型認定こども園として運営

【保育課】

子 育 て 給 付

1 児童への手当

(1) 児童手当・特例給付

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

ア 支給額

○令和6年10月支給分まで

年 齢	3歳未満	3歳から小学生	中学生
月額(児童1人あたり)	15,000円	10,000円(第3子以降は15,000円)	10,000円

※ 児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人あたり月額一律5,000円を支給する。なお、所得上限限度額以上の所得の場合は、手当の受給資格が消滅する。

※ 第3子以降とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいう。

○令和6年12月支給分以降

年 齢	3歳未満	3歳から高校生世代まで
月額(児童1人あたり)	15,000円(第3子以降は30,000円)	10,000円(第3子以降は30,000円)

※ 第3子以降とは、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいう。

※ 高校生世代とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童をいう。

イ 支給状況 (各年度3月末日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給資格者(人)	43,630	42,530	52,211
金額(千円)	9,643,755	9,224,140	10,476,735

2 ひとり親家庭等への手当

(1) 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などにより父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進を図る。

ア 支給額 (令和7年4月分からの手当額)

児童1人 ・全部支給 月額 46,690円 ・一部支給 月額 11,010～46,680円
 児童2人以上加算額(1人につき) ・全部支給 月額 11,030円 ・一部支給 月額 5,520～11,020円

イ 受給資格者数 (各年度3月末日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給資格者数(人)	5,390	5,270	5,097
手当受給者(人)	3,940	3,814	3,717
支給総額(円)	2,039,668,600	1,976,748,700	1,990,927,140

3 ひとり親家庭等への就業・自立支援、生活支援

(1) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母又は父が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練修了後、給付金を支給する。

ア 支給額

対象講座の受講料の60%相当額(上限200,000円(雇用保険制度の専門実践教育訓練指定講座を受講する場合は400,000円×修業年数(上限4年))、下限12,000円)

雇用保険制度の専門実践教育訓練指定講座を受講する場合は、受講終了後1年以内に資格取得かつ就職すると受講料の25%相当額を追加支給(上限200,000円×修業年数、下限12,000円)

※ 雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、上記の金額からその支給額を差し引いた額を支給

イ 給付件数

令和6年度 11件 介護福祉士初任者研修、介護福祉士実務者研修、Webデベロッパーコース、キャリアコンサルタント養成講座、医療事務講座医科コース等

(2) 高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の母又は父の就職に有利となり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関での修業を要する期間(6か月以上)について高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練が修了した後に訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

ア 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、調理師、鍼灸師、美容師、作業療法士 等
※ 民間資格を取得する場合は、雇用保険制度の教育訓練指定講座

イ 促進給付金

- ・ 支給額 非課税世帯 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円
(修学期間の最後の1年間はそれぞれ月額40,000円を増額)
看護師、保育士、介護福祉士の資格取得を目指す場合は、以下を増額。
 - ・ 扶養する20歳未満の子が2人以下 月額 30,000円
 - ・ 扶養する20歳未満の子が3人以上 月額 50,000円
- ・ 支給期間 修業を要する期間(上限4年) ・ 給付件数 令和6年度 57件

ウ 修了支援給付金

- ・ 支給額 非課税世帯 50,000円、課税世帯 25,000円
- ・ 支給時期 修了日以降 ・ 給付件数 令和6年度 17件

(3) 養育費等法律相談

離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

- ア 相談日時等 各子育て支援センター 各月1回3人 午後1:30~2:10、2:20~3:00、3:10~3:50
- イ 相談実績 令和6年度 92人

(4) 公正証書等作成支援補助金

離婚前後の親の養育費の取決めに係る、公正証書等の債務名義作成を促進し、継続した履行確保を図る。

- ア 補助額 補助対象経費の全額(上限50千円)
- イ 支給実績 令和6年度 27件

(5) 養育費保証促進補助金

保証会社と養育費保証契約を締結した際の本人負担費用を補助することで、継続した履行確保を図る。

- ア 補助額 補助対象経費の全額(上限50千円)
- イ 支給実績 令和6年度 0人

(6) 日常生活支援

ひとり親家庭等の生活の困難を、家庭生活支援員の派遣により解決を手助けし、福祉の増進に努める。

- ア 支援内容 食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品等の買い物等
- イ 支援実績 令和6年度 22人(62回)

(7) 学習支援

ひとり親家庭等の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、中学生を対象に基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、苦手科目の克服、受験対策等を目的に家庭教師を派遣する。

- ・ 令和6年度受講決定者 156人 内訳：中学3年生92人、中学2年生64人(途中辞退者含む)
派遣実施回数 延べ4,444回(90分/回) 内訳：訪問4,340回、オンライン104回

(8) 訪問相談

ひとり親家庭等に寄り添いながら、個々の家庭の実情に合わせた支援を実施するため、ひとり親家庭の経験者を派遣して相談に応じる。

- ア 相談内容 家計管理、子どものしつけ・進路、簡単な健康管理、キャリアアップ等の就業、恋愛・結婚等の相談及び必要な助言や支援
- イ 相談実績 令和6年度 38人

4 母子等の福祉資金貸付制度

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付制度が利用されている。

資金貸付状況

(令和6年度)

資金名	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0
修 学	79	48,169,796	2	632,004	6	4,112,792	87	52,914,592
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0
修 業	2	1,632,000	0	0	0	0	2	1,632,000
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0
生 活	4	1,716,000	2	338,000	0	0	6	2,054,000
住 宅	0	0	0	0	0	0	0	0
転 宅	9	2,130,000	0	0	1	256,000	10	2,386,000
就学支度	50	23,381,000	1	580,000	0	0	51	23,961,000
結 婚	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	144	77,028,796	5	1,550,004	7	4,368,792	156	82,947,592

(2) 母子福祉資金等利子補給制度

本制度は、前記の「母子父子寡婦福祉資金貸付」の利子を補給し、母子家庭等の生活の安定、向上を図るため、昭和44年4月1日から市単独事業として実施する。

年度別利子補給状況

	母 子		父 子		寡 婦		合 計	
	件数	補給額(円)	件数	補給額(円)	件数	補給額(円)	件数	補給額(円)
令和4年度	23	90,379	0	0	2	3,879	25	94,258
令和5年度	18	59,257	0	0	4	7,679	22	66,936
令和6年度	19	54,480	2	3,714	6	38,269	27	96,463

5 ひとり親家庭相談

(1) 相談件数

ひとり親家庭に対する相談、指導、助言等を行い、自立の助長を図る。

- 令和6年度相談件数 2,230件(生活一般676件 児童8件 生活援護1,543件 その他3件)

(2) 相談窓口

各子育て支援センターこども家庭相談員

6 医療費の助成

(1) ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成している。受給者は、主に次のいずれかに該当する人で、保険診療における自己負担分なしで医療機関を受診できる(ただし、入院時食事代等を除く、所得制限有り)。

ア ひとり親家庭の父又は母と児童

イ 父又は母に重度の障害がある家庭の父又は母と児童

ウ 養育者家庭（祖父母と孫等）の養育者と児童

令和6年度ひとり親家庭等医療費助成状況（医療証交付者数は平均人数）

医療証交付者数(人)	助成件数	助成額(円)	1人当たり助成額(円)
7,955	125,833	323,209,642	40,630

(2) こども医療費の助成

子どもの健康の保持及び生活の安定を図るため、令和6年8月1日から対象年齢を高校生世代(18歳に到達した日以後の最初の3月31日まで)までに拡大の上、医療費を助成している。受給者は原則、0歳から高校生世代までの人で、次のとおり保険診療における自己負担分なしで医療機関を受診できる(ただし、入院時食事代等を除く。高校生世代は養育者の所得制限あり)。

なお、中学生から高校生世代については、通院1回あたり500円を超える額を助成(ただし、薬局における調剤及び養育者の市民税が非課税の場合は、自己負担額全額助成)。

令和6年度の助成の概要

対象者の年齢	助成の対象	所得制限	備考
0歳から中学生	入院・通院	なし	1歳から中学生までは、令和6年7月まで所得制限あり
高校生世代	入院・通院	あり ※	令和6年8月から対象

※ 所得制限額は、令和6年9月までの児童手当基準

令和6年度こども医療費助成状況(医療証交付者数は平均人数)

	医療証交付者数(人)	助成件数	助成額(円)	1人当たり助成額(円)
7月診療分まで	64,505	597,386	1,190,154,458	18,451
8月診療分から	87,465	706,538	1,389,128,691	15,882
合計	79,812	1,303,924	2,579,283,149	32,301